

岡崎市介護保険住宅改修費の支給に係る受領委任払いに関する実施要領

1 目的

介護保険法に基づく住宅改修費の支給を受ける居宅介護被保険者又は居宅要支援被保険者(以下「居宅介護被保険者等」という。)の一時的負担を軽減することを目的とする。

2 対象者

居宅介護被保険者等で、保険料の滞納等による支払方法変更等の記載がない者とする。

3 受領の委任

受領委任払いを利用しようとする居宅介護被保険者等は、住宅改修費の支給に係る受領に関し、住宅改修施工業者にその権限を委任しなければならない。

4 受領委任事業者登録

受領委任払いを受託する住宅改修施工業者は、受領委任事業者登録申請書に、次の各号の要件をすべて満たす旨の宣誓書を添えて提出し、受領委任事業者として登録の決定を受けなければならない。

過去1年以内に介護保険における住宅改修費の支給対象工事を行っていること。

介護保険における住宅改修費の支給対象工事内容について、十分な知識があること。

改修費用が適正な価格で行えること。

支給に係る申請を代理で行う場合、申請手続に係る留意事項を順守すること。

5 支払

市は居宅介護被保険者等に支給すべき限度において、当該住宅改修施工業者(受領委任事業者)を受取人とし、住宅改修費を支払うことができるものとする。

6 自己負担

居宅介護被保険者等は住宅改修費に要する費用(保険給付の対象となる費用部分に限る。)の100分の10を自己負担しなければならない。この場合において**自己負担額に1円未満の端数があるときは、切り上げるものとする。**

7 申請の流れ

- (1) 受領委任払いにより受給しようとするときは、**工事着工前に「介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費受領委任払い支給申請書」**に、住宅改修必要理由書兼同意書及び改修費用の見積書、改修前の日付入り写真・図面等を添えて提出する。
- (2) 市は前項の書類の提出を受け、内容を確認し受領委任払い支給申請書の事前確認印欄に收受印を押し、申請書・理由書のコピーを返却する。
- (3) 工事完了後、改修費用の領収書及び、改修費用の請求書、改修後の日付入り写真・図面等を提出する。
- (4) 市は前項の書類の提出を受け、内容を審査し住宅改修費の支給(不支給)を決定し、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費受領委任払い支給(不支給)決定一覧により、事業者へ通知する。

(注意)

- * **支給申請書の「住宅改修施工業者及び受取人欄」に押印する印は、受領委任登録申請時に登録した印を押印してください。**
- * 受領委任事業者の登録内容に変更が生じた場合は、速やかに報告してください。
- * **事前確認を受けた工事の内容、金額等に変更が生じた場合は、事前確認は無効となり、給付の対象になりません。** その際は再度、事前確認を受け直してください。